

特定創業支援等事業を受けた方への優遇措置

本市が交付する特定創業支援等事業を受けたことの証明書によって、以下の優遇措置を受けることができます。

1 会社設立時の登録免許税の軽減（法務局）

- (1) 市内で株式会社又は合同会社を設立する際の登録免許税が半分に軽減されます。
(設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります)

資本金の0.7% → **0.35%に軽減**
(株式会社の最低税額15万円は**7.5万円に軽減**、
合同会社の最低税額6万円は**3万円に軽減**)

- (2) 対象者の要件
創業を行おうとする者 又は 創業後5年未満の個人で、市内で株式会社又は合同会社を設立予定の方。
(既に会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外)

2 「創業関連保証」の特例（香川県信用保証協会）

- (1) 無担保、第三者保証人なしの「創業関連保証」が事業開始6か月前から利用可能。
(手続を行う際に、信用保証協会 又は 金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要あり)
(2) 他の市区町村で創業する場合でも、利用が可能。

3 「新規開業・スタートアップ支援資金」等の貸付利率の引き下げ（日本政策金融公庫）

- (1) 貸付利率の引き下げ対象として、同資金又は「生活衛生新企業育成資金」の利用が可能。
(別途、審査を受ける必要あり)
(2) 他の市区町村で創業する場合でも、利用が可能。

4 「新規開業・スタートアップ支援資金」融資等に係る支払利子の一部補給（高松市産業振興課）

上記3の資金の融資利率のうち、最大1.2%（率の変動します）を3年間（36か月分）補給します。
※ただし、本市市議会において次年度予算が可決されることが前提。

5 co-ba takamatsu（コワーキングスペース）の入会金の免除（穴吹エンタープライズ(株)）

- (1) 月額会員の、入会金**5,000円／人（税抜き）**を免除します。
(2) 他の市区町村で創業する場合でも、利用が可能。
(3) 特定創業支援等事業による支援の終了から入会の申し込みが3年未満の者に限る。

※これらの優遇措置以外にも、国や県が実施する助成・補助制度において、特定創業支援等事業を受けていることが要件となる場合や、審査における加点要素となる場合があります。